

(別紙1)

## 新型コロナ感染等に伴う訪問介護サービスの提供に係る利用者情報等の提供について

新型コロナ感染(濃厚接触及びその恐れを含む。)した訪問介護サービス利用者に対して既存の訪問介護サービス事業所がサービスを提供できない為に、奄美大島地域介護サービス提供継続支援チーム内の「訪問系サービス提供実施チーム」が代替的にサービスを提供する場合に、サービス提供に必要な利用者情報等を提供するものである。

情報提供する利用者情報等は次のとおりとする。

なお、様式は定めていないので、次の事項が分かる既存の資料を提供して差し支えない。

- 1 氏名、生年月日、住所、電話番号、緊急時連絡先(氏名、続柄、電話番号)
- 2 地図(車両の駐車位置)
- 3 介護保険証の写し及び負担割合
- 4 サービス(介護)の状況(食事介助、服薬管理、排泄介助、保清介助、他)  
※ 提供状況(留意事項等)について、できる限り詳細に記載してください。
- 5 現病歴(服薬状況)及び既往歴
- 6 認知機能の状況(認知機能の低下等の有無・その状態(必要な対応))